

関係事業者 各位

(一社) 奥能登総合労働基準協会
石川県立能登産業技術専門校

職長・安全衛生責任者教育実施案内

「職長・安全衛生責任者教育」を実施することといたしましたので、ご案内いたします。

この教育は、労働安全衛生法第60条の規定により（裏面参照）作業中の労働者を直接指揮監督する者に対し事業者が行わなければならない「職長教育」です。

なお、建設業については、平成18年5月12日基発第0512004号通達「建設業における安全衛生責任者に対する安全衛生教育の推進について」に基づく「安全衛生教育」を加えて実施します。該当の方の受講をご配慮下さいますようお願いいたします。

新型コロナウイルス対策につきましては、消毒や換気などの対策を終日実施します。

講習前1カ月以内に海外へ渡航歴のある方、体調不良の方は受講を控えていただきます。

1. 実施日 令和3年1月28日（木）～29日（金）
各日とも 建設業9:00～17:15 建設業以外9:00～16:10
2. 実施場所 ポリテクカレッジ石川（鳳珠郡穴水町字由比ヶ丘いの45-1）

3. 講習内容

- (1) 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること（2時間）
- (2) 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること（2.5時間）
- (3) 危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること（4時間）
- (4) 異常時等における措置に関すること（1.5時間）
- (5) その他現場監督者として行うべき労働災害防止活動に関すること（2時間）
- (6) 安全衛生責任者の職務等（建設業のみ1時間）
- (7) 統括安全衛生管理の進め方（建設業のみ1時間）

4. 受講料

| | | 受講料 | 消費税 | テキスト代 | 合計 |
|--------------------------------|-----|---------|--------|--------|---------|
| 建設業以外 (職長教育) | 会員 | 14,700円 | 1,470円 | 880円 | 17,050円 |
| | 非会員 | 16,500円 | 1,650円 | 880円 | 19,030円 |
| 建設業 (職長及び 安全衛生責任 者教育) | 会員 | 15,900円 | 1,590円 | 1,540円 | 19,030円 |
| | 非会員 | 17,700円 | 1,770円 | 1,540円 | 21,010円 |

5. 定員 40名

6. 受講申し込（1）別紙申込書に所要事項を記入し、（一社）奥能登総合労働基準協会宛に
み方法等 申し込みして下さい。申込書はFAX（0768-52-8049）により
お願いいたします。

- （2）受講料及びテキスト代の振込みについて

新型コロナウイルスの感染状況により、講習会自体が開催困難な状況も考えられます。よって本講習会につきましては申込書の受付のみ行い、開催が可能と判断されてから振込みの案内をさせていただきます。

7. 申込期日 令和3年1月19日（火）

8. その他
- (1) 受講者には受講票を交付しますので、筆記用具とともにご持参ください。
 - (2) 教育修了者には法的な証の修了証が交付されます。
 - (3) 申込み締切日の翌日以後の取り消しについては原則として受講料を返還いたしませんのでご承知おき下さい。**新型コロナウイルスの感染状況により開催が困難な状況となった場合は受講料を全額返還いたします。**
 - (4) この講習に関し不明な点は（一社）奥能登総合労働基準協会へお尋ね下さい。
(TEL 0768-52-2049)

労働安全衛生法

第60条 事業者は、その事業場の業種が政令で定めるものに該当するときは、新たに職務につくこととなった職長その他の作業中の労働者を直接指導又は監督する者（作業主任者を除く）に対し、次の事項について、厚生労働省令で定めるところにより、安全又は衛生のための教育を行わなければならない。

- 1 作業方法の決定及び労働者の配置に関すること。
- 2 労働者に対する指導又は監督の方法に関すること。
- 3 前二号に掲げるもののほか、労働災害を防止するため必要な事項で、厚生労働省令で定めるもの

関係政令

【労働安全衛生法施行令】

（職長等の教育を行うべき業種）

第19条 法第60条の政令で定める業種は次のとおりとする。

- 1 建設業
- 2 製造業。ただし、次に掲げるものを除く。
 - イ 食料品・たばこ製造業（うま味調味料製造業及び動植物油脂製造業を除く。）
 - ロ 繊維工業（紡績業及び染色整理業を除く。）
 - ハ 衣服その他の繊維製品製造業
 - ニ 紙加工品製造業（セロファン製造業を除く）
 - ホ 新聞業、出版業、製本業及び印刷物加工業
- 3 電気業
- 4 ガス業
- 5 自動車整備業
- 6 機械修理業

【労働安全衛生規則】

（職長等の教育）

第40条 法第60条第3号の厚生労働省令で定める事項は、次のとおりとする。

- 1 法第28条の2第1項の危険性又は有害性等の調査及びその結果に基づき講ずる措置に関すること。
- 2 異常時における措置に関すること。
- 3 その他現場監督者として行なうべき労働災害防止活動に関すること。

職長・安全衛生責任者教育受講申込書

| | | |
|------------------|------------------------|------------|
| 事業場の名称 | 所在地 | |
| | 〒 _____ | |
| | Tel () | fax () |
| 受講者の氏名 | 生 年 月 日 | 住 所 |
| | 昭 年 月 日 平 | 〒 _____ |
| | 昭 年 月 日 平 | 〒 _____ |
| | 昭 年 月 日 平 | 〒 _____ |
| | 昭 年 月 日 平 | 〒 _____ |
| (一社) 奥能登総合労働基準協会 | 会 員 ・ 非会員 | |
| 地区労働基準協会 | 会 員 ・ 非会員 | |
| | () 労働基準協会 証明印 | |

上記のとおり申し込みます。

令和 年 月 日

所 在 地

事 業 場 名

代表者職氏名

(印)

(一社) 奥能登総合労働基準協会長 殿

※地区労働基準協会の会員であって、(一社) 奥能登総合労働基準協会の会員でない場合は地区労働基準協会の証明をもらって下さい。